

あなたのまちの民生委員・児童委員さん

民生委員・児童委員は、

地域の見守りや相談・支援などを行っています。

地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。



イラスト引用元：政府広報オンライン



～民生委員は、地域の身近な相談相手です～

「民生委員」は、町内や自治会などからの推薦または公募で応募した方が、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

<委嘱を受けた民生委員・児童委員の身分や条件>

- ・身分： 特別職の地方公務員（非常勤）
- ・報酬など： ボランティアとして活動するため給与はなし。

ただし、必要な交通費・通信費・研修参加費などの活動費（定額）は支給。

- ・任期： 3年。再任も可能。

また、民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます。